

令和 5 年 5 月 2 日

備前市立小・中学校
片上高等学校
保護者の皆様

備前市教育委員会
教育長 松畑 熙一

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染への移行に伴う学校における対応について

日頃から備前市の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 5 年 4 月 28 日に「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」文部科学省から通知がありました。

つきましては、ご家庭におかれましても、引き続きお子様の健康管理において十分に気を付けていただくようお願いするとともに、このたびの対応についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

- ・出席停止の扱いについて

【出席停止期間】発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
※発症し、もしくは、陽性が判明した翌日を 1 日目とする。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

- ・医師による治癒証明及び陰性証明の提出は不要。
- ・保護者の方は、出席停止期間後、登校初日にインフルエンザと同様に保護者記入による報告書を提出してください。

2 学校教育活動について

- ・健康チェックカードを使用して、児童生徒の健康状態を提出する必要はありません。
- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・地域や学校において、感染が流行している場合は、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えることや児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じることなど、必要に応じて対応することとなります。

3 ご家庭に協力していただきたいこと

- ・引き続き、登校前に、お子様の体調を確認していただき、気になることがありましたら、電話・連絡帳等にて学校へご連絡ください。
- ・発熱や頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であることから、無理をして登校しないようお願いいたします。
- ・出席停止解除後は、発症から 10 日を経過するまではマスクの着用をするなど、感染拡大防止にご協力をお願いいたします。